学校施設の水害対策の推進に当たって、学校設置者と関係部局の間で連携の強化をするようお願いします。

事　務　連　絡
令和４年６月 17 日

各都道府県・指定都市
防災担当部長
都市計画担当部長
河川担当部長
下水道担当部長
住宅・建築担当部長
教育委員会教育長
殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
参事官（調査・企画担当）
国土交通省
都市局
都市計画課長
水管理・国土保全局
河川計画課長
治水課長
下水道部流域管理官
住宅局
建築指導課長
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
参事官（施設防災担当）

学校施設の水害対策の推進に向けた連携の強化について（依頼）

近年の激甚化、頻発化する豪雨等により、学校施設においても大きな被害が発生しています。このため、文部科学省では、令和３年 12 月から「学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議」（主査：中埜良昭　東京大学生産技術研究所教授）を開催し、今後の学校施設の水害対策の基本的な考え方について検討を行い、これまでの検討内容を中間報告として取りまとめるとともに（別添１）、学校設置者に対して本中間報告を参考としつつ、学校施設の水害対策に取り

組むよう依頼をしているところです（別添２）。

学校施設の水害対策を適確に検討、実施するためには、ハザード情報の詳細な把握や評価などにおいて、学校設置者のみでは対応が困難な状況が想定されることから、学校設置者だけでなく、関係部局（防災担当部局、河川担当部局、下水道担当部局、都市計画担当部局及び住宅・建築担当部局）と連携して取り組むことが重要であるため、学校設置者と関係部局においては、下記の観点から連携の強化をするようお願いいたします。併せて、関係部局における検討の場への学校設置者の参加などの対応もお願いいたします。

また、管内の市町村においても同様の連携が強化されるよう周知するとともに、市町村との間の連携にも配慮するようお願いします。

なお、今後、文部科学省において、中間報告を踏まえ、対策の手順等を示した手引きの作成等を検討する予定であり、これらの取組の中で、具体の連携事例等についても整理する予定であることを申し添えます。

記

（１）浸水想定などのハザード情報の共有と知見の提供

学校施設の水害対策の検討に当たっては、関係部局が所有している浸水想定などのハザード情報等のデータや専門的な知見が求められるとともに、今後の気候変動、河川整備や下水道などの排水施設の整備等によりハザード情報は変動する可能性があるため、関係部局においては、学校設置者への適時適切な情報共有や知見の提供に協力いただくようお願いします。

（２）避難所等の機能や、雨水貯留機能や雨水浸透機能の向上など流域治水対策の検討等

防災担当部局による避難所及び避難場所の機能の向上に関する検討・整備や、河川・下水道担当部局等の治水担当部局による雨水貯留機能や雨水浸透機能の向上など流域治水対策に関する検討・整備は、学校教育活動の早期再開等にも資することから、これらの取組に関する情報や、学校施設における改修及び雨水貯留浸透施設の設置等の整備に関する計画やスケジュールなどについて、関係部局と学校設置者間で情報共有し、必要に応じて、協働して計画の検討を行うなど、適切な連携をお願いします。

なお、避難所の機能や流域内の雨水貯留機能等の確保のための整備に当たっては、主として教育環境向上を目的とする学校施設整備関係予算以外の補助金等の積極的な活用を検討いただきたいことから、整備財源の確保についても同様に適切な連携をお願いします。

（３）まちづくりの方向性の情報共有等

学校施設の水害対策の検討に当たっては、水害リスクの高い土地の開発抑制や安全で利便性の高い市街地への立地誘導等のまちづくりの方向性を踏まえた検討が必要となる場合があるため、まちづくりの方向性の情報共有など、学校設置者と関係部局間で適切な連携をお願

いします。

（添付資料）
別添１　「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進に向けて」中間報告（概要）
別添２　「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進に向けて～子供の安全確保と学校教育活動の早期再開に資する靭やかな学校施設を目指して～」中間報告について（通知）」（令和４年６月 14 日付け４文科施第 139 号）

※中間報告本文については、下記 HP に掲載しています。
（URL）https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/063/toushin/mext_00001.html

（本件担当）
文部科学省
大臣官房文教施設企画・防災部
参事官（施設防災担当）付
田中、亀井、藤里
電　話：03-5253-4111（内線 2239）
メール：bousai@mext.go.jp

内閣府
政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）付
伊藤
電　話：03-5253-2111（内線 51355）
メール：hinanjochosa.d4c@cao.go.jp

参事官（調査・企画担当）付
宮下
電　話：03-5253-2111（内線 51287）
メール：tadashi.miyashita.m5s@cao.go.jp

国土交通省
都市局
都市計画課
田路、山田
電　話：03-5253-8111（内線 32653）
メール：yamada-t2hg@mlit.go.jp

水管理・国土保全局
河川計画課河川計画調整室
児子、大道
電　話：03-5253-8111（内線 35376）
メール：oomichi-k85aa@mlit.go.jp

治水課流域減災推進室
池田、清田、山口
電　話：03-5253-8111（内線 35584）
メール：yamaguchi-r2p6@mlit.go.jp

下水道部流域管理官付
橋本、丸山
電　話：03-5253-8111（内線 34314）
メール：maruyama-t2kp@mlit.go.jp

住宅局
建築指導課建築物事故調査・防災対策室
石井、今村
電　話：03-5253-8111（内線 39569）
メール：imamura-k84ce@mlit.go.jp

水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進に向けて［中間報告］（概要）

別添１

文部科学省

～子供の安全確保と学校教育活動の早期再開に資する靭やかな学校施設を目指して～

現状

○近年の水害による学校施設の被害

・近年、豪雨等の水害により、校舎や屋内運動場等への浸水等の被害が発生（平成30年7月豪雨 物的被害667校 など）

・学校教育活動の早期再開にも支障（1，2か月休校した学校も発生）

平成30年7月豪雨の被害

令和2年7月豪雨の被害

○国の水害対策と学校施設の防災に係る取組

・流域治水への転換（令和3年5月流域治水関連法制定）
⇒**流域にかかわるあらゆる関係者により治水対策に取り組むことが必要**

・学校施設の水害対策の状況
⇒全国の公立学校の**約20%**が**浸水想定区域に立地**※
うち学校施設内や受変電設備への**浸水対策済みの学校**が**約15%**

※浸水想定区域に立地し要配慮者利用施設として位置づけられた学校

学校施設の水害対策の基本的な視点

○流域治水等に対して学校施設が担う役割
（発災時に、**学校施設として第一に果たすべき役割**）
・**緊急時の幼児児童生徒等の安全確保**
・**学校教育活動の早期再開**
（公共施設の一つとしての**地域防災上の役割**）
・地域の避難所や避難場所としての機能
・流域治水の取組への参加（雨水貯留機能の向上等）

○水害リスクを踏まえた対策の実施
・想定最大規模（1,000年に1度程度の割合で発生する降雨）の浸水想定だけではなく、**より発生確率の高い浸水想定にも着目**して対策を検討
・**発生確率ごとの浸水想定**に対して、**事前避難等によるソフト面と施設整備によるハード面の両面から水害対策を検討・実施**

○学校設置者と治水担当部局や防災担当部局等の連携体制の構築
・**専門的な知見が求められるハザード情報の把握や、河川整備・まちづくりの方向性の把握に当たって、担当部局と連携**

○学校施設における土砂災害防止対策の実施
・土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備
・特定開発行為の許可や建築基準法への適合（新築・改築・改修時）

学校施設の水害対策の検討の枠組み

域内のハザード情報の把握

○収集が必要なハザード情報
・**治水担当部局等に協力を要請**し、浸水想定区域図等から**想定浸水深、発生確率、浸水継続時間等の情報を整理**

○多段階のハザード情報の活用
・想定最大規模（1/1000）だけでなく、**より頻度の高い浸水想定（1/10,1/30,1/50,1/100等）も活用して、水害対策を検討**
・簡易的に、**外水氾濫の計画規模と想定最大規模**及び**内水氾濫の想定浸水深**を確認し、対策を検討することも考えられる

域内の水害対策の取組の方向性や優先度の検討

○学校施設の脆弱性の確認
・**人的被害**（要配慮者の有無、避難経路・スペースの確保状況等）
・**社会的損失**（教育活動の長期中断、避難所機能の喪失等）
・**経済的損失**（復旧に掛かる負担等）

○水害対策の方向性
・**浸水の頻度・浸水深の二軸**からソフト・ハードそれぞれで対応する範囲を見定めて、対策を検討

○水害対策の優先度
・**施設の脆弱性の観点を考慮**した上で、浸水の**発生確率を踏まえながら**、優先順位を検討

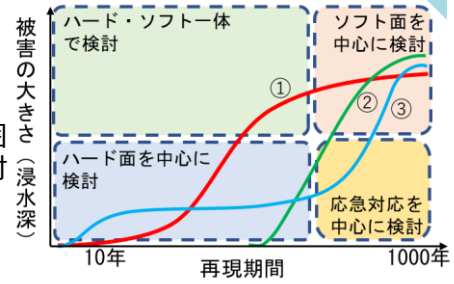

［地域の水害リスクの例］
①中頻度～低頻度で大きな被害を受けるおそれのある地域
②低頻度で甚大な被害を受けるおそれのある地域
③高頻度と低頻度で被害を受けるおそれのある地域

学校施設の水害対策の方向性のイメージ

個々の学校施設の対策内容の検討

○**緊急時に児童生徒等の安全を確保**するための対策　［対象とする降雨規模の例：**想定最大規模**］
・緊急的な安全確保の場所の確保（上階待機、周囲の高層建物への避難等）
・垂直避難のための避難路のバリアフリー化　など

○**学校教育活動の早期再開等**に資する対策
［対象とする降雨規模の例：**確率年1/100以上**］
・浸水リスクの低い場所への受変電設備等の建築設備の設置
・施設内への浸水を防止する対策
・復旧を容易にするための対策
・浸水時に大きな被害が見込まれる諸室（職員室等）の上階への配置　など

○地域の避難所等の機能の確保に資する対策

流域内の雨水貯留機能の向上に資する取組の検討

○治水担当部局による雨水貯留浸透施設等の設置への協力

国による推進方策

○関係省庁との連携による水害対策の推進（通知の発出）　○水害対策推進に係る財政的な支援　○災害復旧事業の運用改善　など

⇒**最終報告（R5.3目途）において**、中間報告を踏まえ、具体事例を取り上げながら、**対策の手順等を示した手引きを策定**

㊨

別添２

学校施設の水害対策の基本的な考え方についてとりまとめた中間報告を公表しました。本中間報告を参考としつつ学校施設の水害対策に取り組むようお願いします。

４文科施第 139 号
令和４年６月 14 日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
附属学校を置く各国公立大学法人の長
構造改革特別区域法第 12 条第１項の認定を受けた各地方公共団体の長
殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
下間　康行
（公印省略）

「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進に向けて～子供の安全確保と学校教育活動の早期再開に資する靭やかな学校施設を目指して～」中間報告について（通知）

近年の激甚化、頻発化する豪雨等により、学校施設においても大きな被害が発生しています。このため、文部科学省では、令和３年 12 月から「学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議」（主査：中埜良昭　東京大学生産技術研究所教授）を開催し、今後の学校施設の水害対策の基本的な考え方について検討を行い、このたび、これまでの検討内容を中間報告として取りまとめました（別添）。

本中間報告では、①緊急時の幼児児童生徒や教職員等の安全確保、被災後の学校教育活動の早期再開など水害に対して学校施設が担う役割、②想定される浸水の程度や発生頻度等の水害リスクを踏まえた水害対策の実施、③治水担当部局や防災担当部局等の関係部局との連携体制の構築等の学校施設の水害対策の基本的な視点とともに、想定される浸水の程度や発生頻度等を踏まえた域内の学校施設の水害対策の方向性や優先度、個々の学校施設の対策内容の検討等の水害対策の検討の枠組みを提言しています。

各学校設置者においては、本中間報告を参考としつつ、関係部局からの協力を得ながら、学校施設の水害対策に取り組んでいただくようお願いいたします。なお、整備に際しては、老朽化対策などの整備と合わせて実施することも視野に入れ、検討をいただくようお願いいたします。

また、このことについて、各都道府県においては所管の学校法人等に対して、各都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人においては所

管の附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体においては所管の学校設置会社に対して、周知するようお願いします。

なお、今後、本中間報告の提言内容を踏まえ、具体的な対策の手順等を示した手引きの策定を予定しています。また、学校施設の水害対策に取り組むに当たり、教育委員会と、治水担当部局、防災部局等との連携の強化を要請する事務連絡を、内閣府（防災担当）及び国土交通省との連名で発出することを予定しています。

（別添資料）
「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進に向けて」中間報告（概要）

※中間報告本文については、下記 HP に掲載しています。
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/063/toushin/mext_00001.html

（QR コード）

（本件担当）
大臣官房文教施設企画・防災部
参事官（施設防災担当）付
田中、亀井、藤里
電　話:03-5253-4111（内線 2239）
メール：bousai@mext.go.jp